

既卒者限定めざせ正社員!面接会

参加企業募集

のお知らせ

募集企業 70社!!

日時

平成29年5月29日(月) 13:30~16:30

企業受付開始は 12:30~)

場所

新宿NSビル「NSイベントホール」

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル地下1階

対象企業

以下の①~④のいずれにも該当する企業

①<u>都内の八ローワーク</u>に<u>若年者向けの一般求人</u>を提出していること。

(求人番号が13で始まり、71で終わるもの)

②大学等の概ね3年以内の既卒者が応募可能な、経験不問の正社員求人であること。

(求人票の年齢制限例外事由が、次のいずれかであること)

- ・3号のイ(長期勤続によるキャリア形成を図る場合)
- ・3号の二(ユースエール認定企業・若者応援宣言企業としての募集)
- ③首都圏を就業場所とすること。
- ④採否の決定を6月中に行い、7月末日までに勤務開始できること。

(2次面接等を行うことは差支えないが、採否結果は6月末日までに報告すること)

- ※当該面接会は大卒等求人ではお申込みいただけません。ご注意ください。
- ※申込み多数の場合は抽選となります。

ユースエール認定企業・若者応援宣言企業は優先して抽選します。

申込方法

FAXでの申込となります。(詳細は裏面を参照ください。)

受付期間

3月23日(木) 14時~ 4月7日(金) 17時まで

参加企業の発表

平成29年4月19日(水)14時

※参加決定企業名を東京労働局ホームページにて発表予定です。

大学院、大学、短大、高専、専修学校等の概ね3年以内の既平者

問合

対

東京新卒応援ハローワーク TEL. 03-5339-8609 FAX. 03-5339-8651

主催 東京労働局、東京新卒応援ハローワーク、八王子新卒応援ハローワーク、東京都 共催 東京新卒者等就職・採用応援本部

詳しくは東京労働局ホームページをご覧ください。

東京労働局 若者雇用促進法



趣

未就職卒業生等の就職機会の確保を目的とした、企業と求職者が一堂に会する就職面接会です。 企業の採用担当者が、既卒者(※詳細については表面対象者をご確認ください。)に対し、面接を行います。

申込方法

「参加申込書」「求人票(表裏両面)」の2点を東京新卒応援ハローワークへFAXしてください。 東京新卒応援ハローワーク FAX.03-5339-8651

注意事項

- ①申込み多数の場合は抽選となります。(ユースエール認定企業・若者応援宣言企業は優先して抽選します。)
- ②参加企業は、平成29年4月19日(水)14時に東京労働局ホームページにて公開いたします。 http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/ ホーム>ニュース&トピックス>イベント
 - ※面接会参加の可否につきましては、お手数ですが、上記ホームページにてご確認ください。 参加決定企業様に対してのみ、後日、面接会当日のご案内をお送りいたします。
- ③当日は面接をしていただくことになりますので、企業説明のみの参加はできません。
- ④参加企業には、後日、面接会専用求人を作成するために管轄ハローワークからご連絡いたします。
- ⑤下記に記載いただいた求人は、面接会当日までにキャンセルが出ないよう、面接会参加者の**申込枠を確保し**て いただくようお願いいたします。

本面接会当選発表後に参加キャンセルをされた場合、<u>今後の面接会の参加をお断りすることがございますので、</u> あらかじめご了承ください。

申込受付期間 3月23日(木) 14時 から 4月7日(金) 17時まで

既卒者限定 めざせ正社員!面接会 企業参加申込書					
フリガナ			雇用保険適用		
事業所名			事業所番号		
該当するものに ○をしてください	ユースエール認定	有・無	平成29年/ 「若者応援宣言」	- · /=	ョ・無
連絡担当者	所属:	氏名:		電話番号:	
	テ - 所在地:				
求人番号	1 3 –	7 1	1 3	_	7 1
	13 –	7 1	1 3	_	7 1
	1 3 –	7 1	1 3	-	7 1
チェック項目 (申込前に ご確認ください)	□ 都内のハローワークに若年者向けの一般求人を提出していること。(求人番号が13で始まり71で終わるもの)				
	大学等の概ね3年以内の既卒者の応募が可能な、経験不問の正社員求人であること。 ※求人票の年齢制限例外の事由が、次のいずれかである。 ・3号のイ(長期勤続によるキャリア形成を図る場合) ・3号の二(ユースエール認定企業・若者応援宣言企業としての募集)				
	■ 首都圏を就業場所としていること。				
	採否の決定を6月中に行い、7月末日までに勤務開始できること。(2次面接等を行うことは差し支えないが、採否結果は6月末日までに報告すること)				
	□ 本紙上部に掲載している注意事項①~⑤について確認及び了承していること。				

《公正採用選考人権啓発推進員を選任されていますか?》

公正採用選考人権啓発推進員制度とは、職業安定機関との連携による計画的・継続的な研修を実施し、公正な採用選考システムの確立を図ることを目的とした制度です。一定規模以上の事業所に設置することをお願いしております。 公正採用選考人権啓発推進員制度の詳細につきましては、東京労働局ホームページでご案内しております。 ホームページトップ画面下段にございます、右のパナーよりご確認ください。

東京労働局 職業対策課人権啓発担当 03-3512-1661 お問い合わせはこちらへ

採用選考